

政清会を代表して発議第 10 号日本学術会議が推薦した 105 名全員の任命を求める意見書について反対の立場で討論させていただきます。

平成 30 年 11 月 13 日に内閣府日本学術会議事務局が、日本学術会議法第 17 条による推薦と内閣総理大臣による会員の任命との関係についての見解をまとめております。その見解によりますと、昭和 23 年 7 月に日本学術会議法が制定され、昭和 24 年 1 月に日本学術会議が設立され、それ以来、何度か日本学術会議会員の選出方法の変遷があったと認識しております。

現行の会員選出方法については、日本学術会議は 210 名の特別職の国家公務員たる会員をもって組織されており、日本学術会議法第 17 条の規定による推薦に基づいて内閣総理大臣が会員を任命することとされている（日本学術会議法第 7 条第 1 項及び第 2 項）。会員の任期は 6 年であり、3 年ごとにその半数を任命しています（同条第 3 項）。日本学術会議は、規則で定める所により優れた研究または業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定める所により内閣総理大臣に推薦するものとされている（同法第 17 条）。

そして日本学術会議法第 7 条第 2 項に基づく内閣総理大臣の任命権の在り方については、内閣総理大臣による会員の任命は推薦された者についてなされねばならず、推薦されていない者を任命することはできない。その上で日本学術会議法第 17 条による推薦のとおり内閣総理大臣が会員を任命すべき義務があるかどうかについては、日本学術会議が内閣総理大臣の所轄の下の、国の行政機関であることから、憲法第 65 条（行政権は内閣に属する）及び第 72 条（内閣総理大臣は行政各部を指揮監督する）の規定の趣旨に照らし、内閣総理大臣は会員の任命権者として、日本学術会議に人事を通じて一定の監督権を行使することができるものであると考えられること。憲法第 15 条第 1 項（公務員の選定、罷免は国民固有の権利）の規定に明らかにされているところの公務員の終局的任命権が国民にあるという国民主権の原則からすれば任命権者たる内閣総理大臣が、会員の任命について国民及び国会に対して責任を負えるものでなければならないことからすれば、内閣総理大臣に日本学術会議法第 17 条による推薦のとおり任命すべき義務があるとまでは言えないと考えられるとしています。

本案は日本の法治主義、学問の自由、国民の基本的人権に係る重大な問題としておりますが、今、政府見解を申し上げたとおり、今回の任命見送りは法にのっとり、また 6 名について明確な理由を示さず任命拒否を行ったと言っておりますが、菅首相は、日本学術会議の総合的、俯瞰的な活動を確保する観点から判断した、と表明しております。むしろ、個別の学者については任命を見送った理由を公表すれば、その学者の名誉を傷つける可能性もあり、結果として学問の自由を脅かしかねないという懸念があります。

よって、日本学術会議が推薦した 105 名全員の任命を求める意見書案に対し

て、反対とさせていただきます。